

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税について

平成28年11月24日

財 政 部

1 制定の趣旨

岩手県が作成した地域再生計画（希望郷いわて本社機能移転・拡充促進プロジェクト）が内閣総理大臣の認定を受けたことから、地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 不均一課税の対象となる固定資産

地方活力向上地域内において、地域再生計画が公示された日（平成28年7月1日）から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者が、当該認定の日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って新設又は増設した特別償却設備等（特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地をいう。以下同じ）が対象となる。

(2) 不均一課税の適用期間

対象となる特別償却設備等を事業の用に供した後において、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「第1年度」という。）以後3年度内に限る。

(3) 不均一課税の税率

次表の左欄に掲げる特別償却設備等の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。

事業区分	年度	税率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（移転型事業）に係るもの	第1年度	100分の0.14
	第1年度の翌年度	100分の0.35
	第1年度の翌々年度	100分の0.7
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業（拡充型事業）に係るもの	第1年度	100分の0.14
	第1年度の翌年度	100分の0.467
	第1年度の翌々年度	100分の0.933

(4) 不均一課税の申請手続等

ア 第1年度の初日の属する年の1月31日までに、不均一課税の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、市長に申請する。

イ 市長は、申請内容について審査し、不均一課税の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

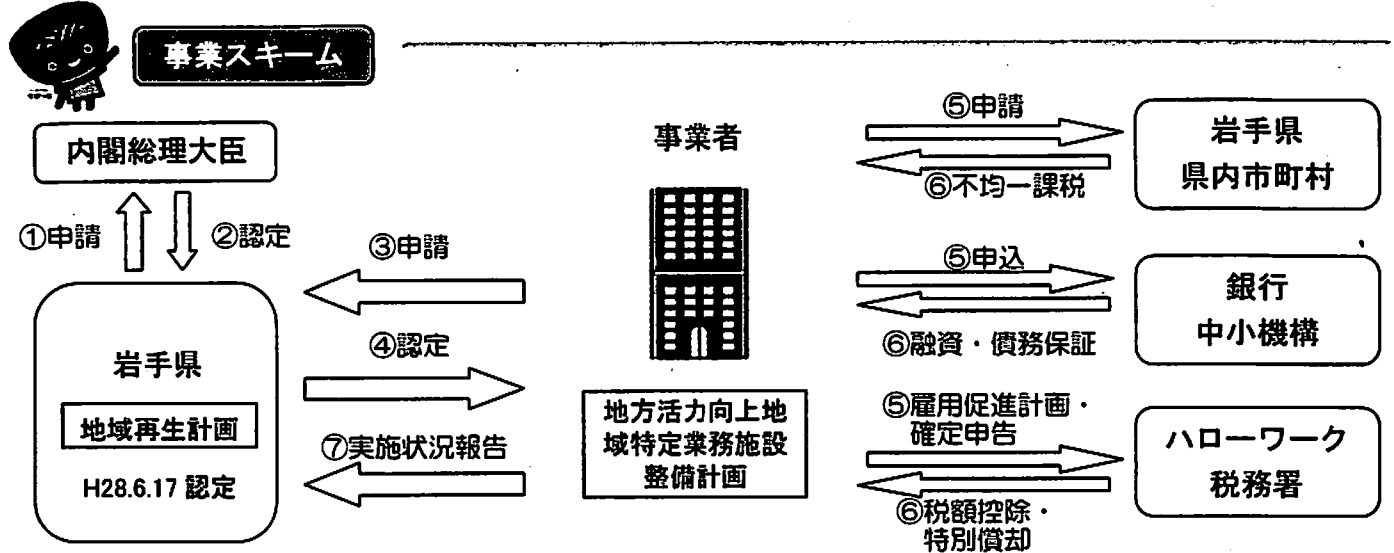
3 施行期日

公布の日



本社機能の移転・拡充への支援のご案内

岩手県で本社機能の移転や拡充を行う事業者の皆様が、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた場合に、課税の特例等の優遇措置を受けられます。



※税制特例等優遇措置を受けるには地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の他、それぞれ手続きが必要です。



認定要件

1 県計画に定める対象地域において、「特定業務施設」を整備（新增設、賃貸借又は既存施設の用途変更）すること。

【特定業務施設】とは、次のいずれかに該当する施設です。

① 事務所

複数の事業所に対する業務または全社的な業務を行うもの

業務部門	具体例	詳細説明
調査・企画部門	企画部門、調査部門、経営戦略部門 等	事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門
情報処理部門	電算処理部門、システム部門 等	自社のためのシステム開発やプログラム作成等を専門的に行っている部門（商業に関するものは×）
研究開発部門	製品開発部門、技術開発部門 等	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門（研究所の統括業務も含む）
国際事業部門	貿易部門、海外事業部門 等	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
その他管理業務部門	総務部門、法務部門、人事部門、監査部門、施設管理部門 等	総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門

② 研究所：事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

③ 研修所：事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

※ 工場や営業所等は含みません。

2 特定業務施設において常時雇用する従業員が 10 人（中小企業は 5 人）以上増加すること。（移転型事業（裏面参照）の場合、過半数が東京からの移転であること）

3 事業期間が県計画期間内（H32.3.31 まで）であること。

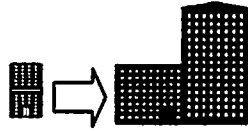


税制特例の概要

(H30.3.31 までの認定が必要です)

拡充型

地方にある企業の
本社機能の強化・拡充



【例】

- ・岩手県に本社を置く企業がその本社を増築
- ・東京 23 区以外に本社を置く企業が岩手県に移転

オフィス減税

建物等の取得価額に対し、
特別償却 15%または税額控除 4% (※)

※計画認定が H29 年度の場合は 2%

【適用対象】 事務所、研究所、研修所の建物、建物附属設備、構築物

【取得価額】 2,000 万円以上 (中小企業者 1,000 万円以上)

【限度額】 税額控除を活用する場合、当期法人税額等の 20%

雇用促進税制

雇用促進税制の諸要件を満たした場合は、特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除

(法人全体の増加雇用者数を上限)

- ①法人全体の雇用者増加率が 10% 以上の場合
1人あたり 50 万円
- ②法人全体の雇用者増加率が 10% 未満の場合
1人あたり 20 万円

【適用要件】 適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が 5 人 (中小企業 2 人) 以上増加 等

【限度額】 雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額等の 30%

移転型

東京 23 区から
本社機能を移転



【例】

- ・23 区に本社を置く企業が岩手県に新社屋を建設、本社移転
- ・岩手県に主力生産工場を持つ企業が岩手県に研究所を新たに建設し、23 区本社から研究開発機能を移転

オフィス減税

建物等の取得価額に対し、
特別償却 25%または税額控除 7% (※)

※計画認定が H29 年度の場合は 4%

【適用対象】 事務所、研究所、研修所の建物、建物附属設備、構築物

【取得価額】 2,000 万円以上 (中小企業者 1,000 万円以上)

【限度額】 税額控除を活用する場合、当期法人税額等の 20%

雇用促進税制

雇用促進税制の諸要件を満たした場合は、特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除

①当期増加雇用者 1 人あたり

1人あたり 50 万円または 20 万円

(法人全体の増加雇用者数を上限)

②①に加え東京 23 区からの移転者を含む当該特定業務施設の当期増加雇用者

1人あたり 30 万円の税額控除を追加

(②は雇用を維持していれば最大 3 年間継続)

【適用要件】 適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が 5 人 (中小企業 2 人) 以上増加 等

【限度額】 雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額等の 30%

※雇用促進税制を活用するには、別途ハローワークに対して雇用促進計画を提出し、達成状況の認定を受けることが必要です。



岩手県独自の支援制度

(H30.3.31 までの認定が必要です)

拡充型

- ①不動産取得税の税率を **1/10 に軽減**
- ②県固定資産税の税率を **3 年間軽減**
(1 年目: 1/10、2 年目: 1/3、3 年目: 2/3)

【適用対象】 減価償却資産

【取得価額】 3,800 万円以上 (中小企業者 1,900 万円以上)

移転型

- ①事業税の税率を **3 年間軽減**
(1 年目: 1/2、2 年目: 3/4、3 年目: 7/8)
- ②不動産取得税の税率を **1/10 に軽減**
- ③県固定資産税の税率を **3 年間軽減**
(1 年目: 1/10、2 年目: 1/4、3 年目: 2/4)

【適用対象】 減価償却資産

【取得価額】 3,800 万円以上 (中小企業者 1,900 万円以上)

※市町村固定資産税についても、軽減措置を検討している市町村がありますので、該当市町村にお問い合わせください。

お問合せ先

岩手県 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 企業立地推進担当
電話 019-629-5563 E-mail AE0004@pref.iwate.jp



法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

圏域名	市町村	指定区域
県央広域地域	盛岡市	盛岡市北飯岡一丁目
		盛岡市玉山区波民字岩鼻
		盛岡市玉山区波民字狐沢
		盛岡市玉山区芋田字下芋田
		盛岡市玉山区芋田字上芋田
		盛岡市玉山区芋田字上武道
		盛岡市玉山区下田字生出
		盛岡市上飯岡1地割
		盛岡市上田字岩脇
		盛岡市上田字松屋敷
		盛岡市下太田沢田
		盛岡市青山二丁目
		盛岡市みたけ六丁目
		盛岡市玉山区好摩字芋田向
		盛岡市玉山区好摩字上山
		盛岡市川目町
		盛岡市手代森第5地割
		盛岡市羽場9地割
		盛岡市羽場10地割
		盛岡市羽場13地割
		盛岡市湯沢16地割
		盛岡市流通センター北一丁目
		盛岡市内丸
		盛岡市中央通
		盛岡市大通
		盛岡市菜園
		盛岡市大沢川原
		盛岡市開運橋通
		盛岡市材木町
		盛岡市中ノ橋通
		盛岡市紺屋町
		盛岡市神明町
		盛岡市肴町
		盛岡市南大通一丁目
		盛岡市八幡町
		盛岡市盛岡駅前通
		盛岡市盛岡駅前北通
		盛岡市盛岡駅西通

法第17条の2第1項第2号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

圏域名	市町村	指定区域
県央広域地域	盛岡市	盛岡市北飯岡一丁目
		盛岡市玉山区波民字岩鼻
		盛岡市玉山区波民字狐沢
		盛岡市玉山区芋田字下芋田
		盛岡市玉山区芋田字上武道
		盛岡市上飯岡1地割
		盛岡市上田字岩脇
		盛岡市上田字松屋敷84-11
		盛岡市上田字松屋敷84-43
		盛岡市上田字松屋敷84-44
		盛岡市上田字松屋敷84-45
		盛岡市上田字松屋敷87-2
		盛岡市上田字松屋敷87-20
		盛岡市上田字松屋敷87-21
		盛岡市上田字松屋敷87-22
		盛岡市上田字松屋敷87-23
		盛岡市上田字松屋敷87-24
		盛岡市上田字松屋敷87-25
		盛岡市上田字松屋敷87-26
		盛岡市上田字松屋敷87-27
		盛岡市上田字松屋敷87-28
		盛岡市上田字松屋敷87-29
		盛岡市上田字松屋敷87-30
		盛岡市上田字松屋敷87-31
		盛岡市上田字松屋敷87-32
		盛岡市上田字松屋敷87-33
		盛岡市下太田沢田
		盛岡市青山二丁目
		盛岡市川目町
		盛岡市手代森第5地割
		盛岡市羽場9地割
		盛岡市羽場10地割
		盛岡市羽場13地割
		盛岡市湯沢16地割
		盛岡市流通センター北一丁目
		盛岡市内丸
		盛岡市中央通
		盛岡市大通
		盛岡市菜園
		盛岡市大沢川原
盛岡市開運橋通		
盛岡市材木町		
盛岡市中ノ橋通		
盛岡市紺屋町		
盛岡市神明町		
盛岡市肴町		
盛岡市南大通一丁目		
盛岡市八幡町		
盛岡市盛岡駅前通		
盛岡市盛岡駅前北通		
盛岡市盛岡駅西通		